

# 訓令

## 埼玉県訓令第一号

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
別表埼玉県県税事務所長印の項中「四」を削る。

附則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。